

単品スライド条項の手続きフロー（蒲郡市建設工事請負契約約款第26条第5項）

期限等	手続き項目	様式	備考
	<pre> graph TD A[請求日] -- 7日以内 --> B[スライド額協議開始日の通知] B --> C[スライド額協議開始] C -- 14日以内 --> D[スライド額確定] D --> E[スライド変更契約] E -- 原則 45日前 --> F[工期末] A -- 2か月以上残っている必要あり --> F </pre> <p>・対象材料の証明 ・1%判定 ・スライド額（案）算定</p>	<p>様式1 様式2</p> <p>様式3</p> <p>様式4 様式4-1</p>	<p>・発受注者から請求</p> <p>・発注者から受注者に通知</p> <p>・スライド額協議開始日から14日以内に協議によりスライド額を決定します。（協議が整わない場合、発注者がスライド額を決定し、通知します。</p> <p>・工事材料は、鋼材、燃料油、その他材料ごとに対象工事費の1%を超えるかどうかを判定してください。</p> <p>・その他材料の分類については各工事担当課に相談してください。</p> <p>・対象となる工事材料の購入時期や購入価格を証明する書類（納品書、請求書など）を提出する必要があります。</p>

（注）運用に関する様式、手続きフローにおいて、実際の手続き等で不都合が生じた場合、適宜、修正し使用することとします。